

合理的配慮の提供を支援する助成制度について

明石市では、障害のある人もない人もともに安心して暮らせる共生のまちづくりを推進していくために、事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を助成しています。

1 制度を利用できる団体

① 事業者など民間の事業者 ② 自治会など地域の団体 ③ サークルなどの民間団体

2 助成の対象になるもの

合理的配慮が簡単に提供できるようにするためのもので、以下にあたるもの

コミュニケーションツールの作成

・点字メニュー・チラシの音訳
・コミュニケーションボード など

上限額 **5万円**



物品の購入

・折りたたみ式スロープ
・筆談ボード など

上限額 **10万円**



工事の施工

・簡易スロープや手すりなどの
工事の施工にかかる費用

上限額 **20万円**



3 助成制度利用の流れ



やさしいお店が明石でふえています。

筆談ボードを設置されました。

TSURUGI美容室

今回、助成制度を利用していただいたのは、TSURUGI美容室さんです。手続きは、スタッフで美容師の横山裕司さんが担当されました。

今回は、135Eネット 理事の飯塚由美子取材しました。



1 すべてのお客様が安心して来店していただくお店を目指し、合理的配慮の提供を支援する助成制度で筆談ボードを購入することを決める横山さん



2 お客様の笑顔を思い浮かべながら書類に必要事項を記入する横山さん。



3 助成金交付申請書が完成!! 明石市福祉総務課に提出。



4 無事に筆談ボードを設置することが出来ました!!

助成金の交付が決定後、約2週間

※あくまで今回は筆談ボード物品購入の場合です。助成対象によってはもう少し時間のかかる場合があります。

横山さんは、聴覚障害の方はもちろん、高齢で耳の不自由な方にも、コミュニケーションツールとして筆談ボードを役立てていきたいです。と話されていました。

所在地 明石市松ヶ丘2-3-3 コムボックス明舞2F TEL 078-914-9155 ホームページ <https://y9hq5.crayonsite.info/>

営業時間 9:00~18:30(パーマ・カラー最終受付18:00) 定休日 毎週月曜、第3月・火連休 駐車場 有り(駐車券3時間までOK!!)

お問合せ 明石市障害福祉課 障害者施策担当 電話078-918-5142 ファックス 078-918-5048